

○障害者虐待事案対応要領の制定について

令和6年3月13日

道本安対第4306号（相・務・地・刑・捜1合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
障害者虐待事案への対応については、これまで「障害者虐待事案対応要領の制定について」（令5. 1. 25道本安対第3582号。以下「旧通達」という。）に基づいて実施してきたところであるが、この度、通報要領のうち、電子メールによる通報票の送付が可能となったことから、旧通達について所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「障害者虐待事案対応要領」を定め、令和6年3月18日から実施することとしたので、障害者虐待事案への適切な対応に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

障害者虐待事案対応要領

第1 目的

この要領は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）に基づき、障害者虐待事案（その疑いがあると認められる事案を含む。）を認知した場合における迅速な措置、市町村を始めとする関係機関との連携など、障害者の安全の確保を最優先とした障害者虐待事案への的確な対応を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この要領において、次の各事項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各事項に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの）をいう。
- (2) 養護者 障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のものをいう。
- (3) 障害者福祉施設従事者等 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業に係る業務に従事する者をいう。
- (4) 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等 次表の左欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定めるものをいう。

障害者福祉施設	○障害者支援施設 ○のぞみの園
障害福祉サービス事業等	○障害福祉サービス事業 ○一般相談支援事業 ○特定相談支援事業 ○移動支援事業 ○地域活動支援センターを運営する事業 ○福祉ホームを運営する事業 ○障害児通所支援事業 ○障害児相談支援事業
注 表中「のぞみの園」は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）に規定する当該用語の、それ以外の各用語は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法	

律第123号) に規定する当該各用語の例による。

- (5) 使用者 障害者を雇用する事業主（障害者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に規定する派遣労働者）である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主）又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。
- (6) 障害者虐待 養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による次表左欄のいずれかに該当する行為をいう。

	養 護 者	障害者福祉施設従事者等	使 用 者
身体的虐待	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。		
性的虐待	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。		
心理的虐待	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ----- ! 不当な差別的言動をすることを含む。		
放棄・放置	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置 養護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。	当該施設の入所者、利用者、サービスの提供を受ける障害者による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待行為の放置その他障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。	当該事業所に使用される他の労働者による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
経済的虐待	障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。 ----- 障害者の親族による行為を含む。		

第3 障害者虐待事案認知時における対応

1 本部対処体制への速報

障害者虐待事案を認知したときは、警察署長に速報するとともに、「人身安全関連事案に対処するための体制の確立について」（令2. 2. 6道本安対第3595号）に定めるところにより、本部対処体制（警察本部及び方面本部に確立された人身安全関連事案について一元的に対処するための体制をいう。以下同じ。）に速報し、危険性・切迫性の組織的判断、刑事部門等関係部門間の連携など被害者の安全確保を最優先として対処すること。

2 障害者虐待事案への迅速・的確な対応

障害者虐待事案については、家庭内、障害者福祉施設等で行われるなど潜在性が高く、虐待行為が常態化して障害者から相談がなされないことが多いなど、早期に発見することが困難な場合があることから、事案の認知段階から障害者の保護が図られるまで関係部門が緊密に連携し、被害の拡大防止に向けて障害者の安全の確保を最優先とした迅速・的確な対応を徹底すること。

3 身体確認、事情聴取等による安全の確認

障害者虐待事案を認知したときは、直ちに現場臨場し、障害者の身体を目視確認するとともに、障害者、養護者、親族等から事情聴取するほか、必要に応じて通報者、付近住民等から事情聴取するなど、虐待事実の有無を総合的に判断すること。

4 加害者との分離による安全の確保

障害者の生命・身体に危害が及ぶおそれがあるなど、危険性・切迫性が認められる場合は、当該障害者を安全な場所に避難させて加害者との分離を図るなど、安全を確保すること。

5 積極的な事件化

障害者の負傷状況から、加害者と同居を継続させることが危険と認められる場合は、障害者に被害の届出の意思がない場合であっても、客観的証拠の収集等により逮捕の必要性を判断の上、暴行、傷害、保護責任者遺棄、殺人未遂等あらゆる罪名を適用し、積極的な事件化を検討すること。

6 加害者に対する指導、警告等の実施

虐待行為が刑罰法令に抵触する場合は迅速に事件化を図ることはもとより、刑罰法令に抵触しない場合又は立件に至らない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導、警告等を実施するなど、必要な措置を講ずること。

第4 市町村への通報（法第7条、第16条、第22条関係）

1 速やかな通報

警察安全相談、事件捜査、急訴事案、保護取扱等の各種警察活動に際し、障害者虐待事案を認知した場合は、次の区分により速やかに、市町村に通報すること。

(1) 養護者による障害者虐待事案通報

法第7条第1項において「養護者による障害者虐待（18歳未満の障害者について行われるものを除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」と規定されている。

(2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事案通報

法第16条第1項において「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」と規定されている。

(3) 使用者による障害者虐待事案通報

法第22条第1項において「使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。」と規定されている。

なお、使用者による障害者虐待事案の通報先は、市町村又は都道府県とされているところであるが、障害者虐待事案の対応状況の把握又は関係機関との連携の円滑化の観点から、認知した障害者虐待事案については、虐待行為者の種別を問わず、全て市町村に通報すること。

2 通報対象事案

原則として、警察が認知した障害者に対する虐待事案のうち、被害者が18歳未満である場合にあつては、児童虐待事案として児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づいて通告、被害者が65歳以上である場合にあつては、

高齢者虐待事案として高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づいて通報するものとし、これらに該当しない障害者に対する虐待事案全てが通報対象となるほか、次のような場合も通報対象となるので留意すること。

(1) 被害者が法に規定する「障害者」に該当するか否か判断ができない場合
現場において被害者が法に規定する「障害者」に該当するか否かの判断をすることは困難であるため、被害者の外見、言動、関係者からの聴取内容等から、警察官が障害者であると認めた場合は通報すること。

なお、被害者自身が障害者であると認識していなくても通報することができるので留意すること。

(2) 虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合

通報は「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について行うものであることから、虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、障害者、関係者等からの聴取内容等から判断し、虐待が行われた可能性があるとは判断できる事案であれば通報すること。

なお、障害の特性から被害者は自身への行為が虐待であると認識できない場合があることから、被害者からの事情聴取結果のみにより虐待を受けていないと判断しないこと。

(3) 加害者が養護者、障害者福祉施設従事者等又は使用者に該当するか否か判明しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が養護者、障害者福祉施設従事者等又は使用者に該当するか否かの判断が困難な場合があることから、これらに該当する可能性が認められるときは、障害者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から通報すること。

(4) 障害に起因する被害妄想が疑われる場合

障害者から虐待を受けているとの申出がなされた場合は、申出が精神的な障害に起因する被害妄想によるものと認められる場合であっても、市町村における福祉的観点からの必要な措置を促すために通報すること。

(5) 配偶者からの暴力事案に該当する場合

障害者が配偶者から虐待を受けた場合で、身体に対する暴力がなされているときは、障害者虐待事案であるとともに、配偶者からの暴力事案にも該当することから、障害者虐待事案として通報するほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について」（令3.9.8道本安対第2025号）に定める配偶者からの暴力事案としても対応し、「配偶者からの暴力相談等対応票」を作成するなど、取扱状況を明らかにすること。

なお、被害障害者を保護する必要がある場合において、引継先として、市町村、配偶者暴力相談支援センター又は民間シェルター等の施設のいずれを選定するかについては、当該障害者の障害の程度等を踏まえるほか、事案の危険性・切迫性に応じて関係機関と調整の上判断すること。

3 通報要領

障害者虐待事案を認知した場合は、人身安全関連事案として本部対処体制に速報し、警察署の生活安全課（これに相当するものを含む。以下単に「生活安全課」という。）において情報を集約した上で、警察署長から市町村に通報すること。

通報は、原則として人身安全管理システム（以下「管理システム」という。）に必要事項を入力して作成した障害者虐待事案通報票（別記様式。以下「通報票」という。）により行うものとし、急を要する場合には、電話により通報し、後刻通報票により通報すること。

なお、通報にあつては、生活安全課の担当者があらかじめ市町村に通報先部署名、電話番号（執務時間外における連絡先等）を確実に確認するほか、通報票の作成にあつては、別紙1「障害者虐待事案通報票作成に当たっての留意事項」を参照すること。

4 通報後の措置結果の確認

通報した事案については、市町村における措置結果を連絡するよう生活安全課の担当者から市町村の担当者に依頼すること。

なお、通報後市町村から措置結果の連絡がない場合においては、おおむね1か月を目安として、生活安全課の担当者から市町村の担当者に連絡して措置結果を確認するものとし、その結果を「人身安全対策カード」（別に通達で定める「人身安全対策カード」という。）に記録すること。

第5 警察署長に対する援助依頼への対応（法第12条関係）

1 援助依頼の制度の趣旨

法第12条第1項において「市町村長は、立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。」と規定されている。

警察署長の援助とは、市町村長による障害者虐待の調査等における職務執行の円滑な実施を目的として、警察が警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等の法律により与えられている任務及び権限に基づいて行う措置である。したがって、警察官は市町村長の権限行使の補助者ではなく、調査業務そのものの補助を行う趣旨ではないことに留意すること。

2 援助の手続

援助に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長から障害者虐待事案に係る援助依頼書（別紙2。以下「援助依頼書」という。）の提出を求めた上で、速やかに当該市町村の担当者と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討し、事案に応じた適切な援助に努めること。

緊急の場合は口頭により援助の依頼がなされることとなるが、対応後に必ず援助依頼書の提出を求めること。

事前協議の窓口は、生活安全課において行うこととし、現場において実際に援助に当たる職員については、必要に応じて各課と連携の上適切に対応すること。

3 援助の要件

援助を実施するのは、法第12条第3項において「障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるとき」と規定されていることから、援助の依頼を受けた場合には、法第9条第1項に規定する市町村が行う事実確認等のための措置状況を確認し、障害者の安全の確認がなされていないなど、市町村の対応状況によって援助を実施するか否かを判断すること。

なお、援助の依頼を受けたが、援助を実施しないと判断した場合には、その理由、経緯等を措置経過に記録すること。

第6 その他

1 関係部門間の連携

障害者虐待事案への対応に当たっては、警務部門、生活安全部門、地域部門、刑事部門等の関係部門間において情報を共有するなど、緊密な連携を図ること。

2 関係機関等との連携

事案認知の際はもとより、平素から各市町村担当課、障害者団体等関係機関・団体、民生委員等と情報を共有するなど、障害者の立場に立った的確な措置が講じられるよう緊密な連携を図ること。

なお、市町村及び都道府県においては、法第35条及び第39条において、障害者虐待防止のための関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備をしなければならない旨規定されているので、市町村及び北海道から連絡会議等への参加依頼を受けた場合には積極的に応じること。

3 指導・教養の徹底

障害者虐待事案への適切な対応に資するため、法の趣旨、内容、障害の特性、具体的な対応要領等について、あらゆる機会を通じて指導・教養に努めること。

4 報告要領等

(1) 報告要領

ア 通報票

障害者虐待事案を取り扱った場合は、生活安全課の担当者が管理システムにより通報票を作成して印字出力し、警察署長の決裁を受けた後、執務時間内に本部対処体制に電話で報告すること。

報告を受けた本部対処体制は、管理システムにより印字出力して、その内容を確認すること。

イ 措置経過

警察における対応状況、市町村の措置結果、援助の依頼の結果等については、取扱いの都度、アの事項と同様の措置をとること。

ウ 援助依頼書

警察署長が市町村長から援助の依頼を受けた場合は、送付を受けた援助依頼書の写しを北海道警察WANシステム、ファクシミリ等により本部対処体制に送付すること。

(2) 文書の保存要領

通報票の原議及び市町村長から受領した援助依頼書（以下「通報票等」という。）については、当該障害者虐待事案に係る人身安全対策カードとともに編さんすること。

第7 経過措置

旧通達第4の3の事項により作成され現に保存されている通報票等及び旧通達第7の事項によりなお従前の例によることとされた通報票等の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙1（第4の3の事項関係）

障害者虐待事案通報票作成に当たっての留意事項

1 「発見年月日」欄

障害者虐待事案を認知した日を記載すること。

障害者虐待とは無関係な相談として対応している過程で、障害者虐待事案であることが判明した場合については、初回の相談受理日ではなく、障害者虐待事案として認知した日を発見年月日とすること。

2 「発見の経緯」欄

通報者を秘匿する必要がある場合においては、通報者の氏名は記載することなく「近隣住民からの通報」、「家族・親族からの通報」、「関係機関からの通報」「施設関係者からの通報」等と記載することができる。

3 「障害者」欄

負傷、障害の影響等により、障害者から人定事項等を聴取できない場合は、親族等から聴取するなど、できる限り記載すること。

4 「障害の内容」欄

障害者、親族等からの聴取結果のほか、障害者を取り扱った警察職員の目視による確認又は主観的判断によりチェックすることができる。

障害が複数ある場合には、該当する項目全てにチェックすること。

「その他」には、例えば、発達障害、高次脳機能障害が該当する。

なお、言動が不自然であるが、知的障害、精神障害又はその他の障害のいずれかに該当するか判別ができない場合には、「その他（ ）」にチェックし、（ ）内には「不詳」と記載すること。

5 「養護者等」欄

加害者が養護者に当たるか否か判明しない場合については、「養護者等」欄に記載すること。

配偶者には、事実上の婚姻関係（双方に婚姻意思があり、婚姻と同様の生活状況が認められる関係）にある場合を含む。

同せい相手又は交際相手は、配偶者には含まないので、これらが加害者である場合には、「その他（ ）」にチェックし、（ ）内に「同せい相手」「交際相手」と記載すること。

障害者福祉施設従事者等による虐待（法第16条）、使用者による虐待（法第22条）に該当する場合は、それぞれ「福祉関係者」「職場関係者」にチェックし、施設、勤務先の名称等については、「虐待の内容」欄の記載内容の中に記載すること。

6 「行為類型」欄

複数の事項を選択することが可能であり、該当する項目全てにチェックすること。

なお、虐待行為の定義については、第2の(6)の事項を参照すること。

7 「虐待の内容」欄

「別紙記載のとおり」と記載の上、別紙を用いることができる。

8 「参考事項」欄

障害者の言動、警察において講じた措置等市町村において障害者虐待事案として対応する際に参考となると認められる事項がある場合に記載すること。

9 「担当者・連絡先」欄

事案取扱者（相談受理者、現場臨場者等）ではなく、市町村への通報の窓口となる生活安全部門の担当者を記載すること。

10 公印の押印

差出人に係る公印の押印は、省略することができる。

11 その他

通報の際に詳細が判明していない事項については、「不詳」と記載すること。

別紙2 (第5の2の事項関係)

障害者虐待事案に係る援助依頼書 警察署長 殿		第 号 年 月 日 市 (町、村) 長
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。		
依頼事項	日時	年 月 日 時 分～ 時 分
	場所	
	援助方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他()
障害者	障害の内容	
	(ふりがな)氏名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他()
	電話	() - 番
	職業等	
養護者等	(ふりがな)氏名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
	生年月日	年 月 日生 (歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他()
	電話	() - 番
	職業等	
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
障害者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	氏名
	電話 () - 番	内線
	携帯電話 - 番	番

注1 該当する□には、レ印を記入すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。